

令和 7 (2025) 年 3 月 1 4 日

市内小中学校 保護者 様

みよし市教育委員会

令和 7 (2025) 年度「ラーケーションの日」の実施について（お知らせ）

日頃は本市小中学校の教育活動について御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて愛知県では、令和 5 (2023) 年度から、家庭での主体的な学び、体験的な学びを応援するために、平日に学校に登校せず、保護者とともにこどもが主体的に校外で学ぶ日「ラーケーション（Learning（ラーニング：学び）＋Vacation（バケーション：休暇）の日」を実施しています。

令和 7 (2025) 年度につきましては、みよし市として下記のとおり取り組んでいきます。御家庭の実状に応じて本制度を御活用いただきますよう、よろしくお願いします。

記

1 令和 7 (2025) 年度において「ラーケーションの日」を取ることができる期間

令和 7 (2025) 年 4 月 2 1 日（月）から令和 8 (2026) 年 3 月 1 3 日（金）まで
※休日、祝日、長期休業を除く平日に取ることができます。

2 令和 7 (2025) 年度において「ラーケーションの日」を取ることができる日数

上記の期間のうち 3 日間まで

3 令和 7 (2025) 年度において「ラーケーションの日」を取るための手順

①家庭において、「ラーケーションカード」を利用して、「活動する日」「活動する場所」「学ぶこと」の計画を立てる。

※「ラーケーションカード」は本メールに添付したファイル、愛知県教育委員会ホームページ「「ラーケーションの日」ポータルサイト」掲載のもの、もしくは各学校に置いてある用紙を御活用ください。

※「ラーケーションカード」を学校に提出する必要はありません。

②各学校の欠席連絡等をする方法において、家庭から各学校にラーケーションを取る日を連絡する。

※「ラーケーションの日」を取ろうと考える前日まで受け付けることはできますが、ゆとりをもって計画を立てていただくためにも、できるだけ早めの届け出をお願いします。

→ 裏面あり

③届け出をした「ラーケーションの日」に、保護者は子どもと一緒に校外等で体験や探究の学び・活動を行う。

④保護者は、学んだことについて子どもと話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

※「ラーケーションの日」によって学んだことなどの報告書等を、学校へ提出する必要はありません。

4 その他

- (1) 「ラーケーションの日」を取った場合は、欠席とはならず「出席停止・忌引等」と同じ扱いになります。また、「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業については、学校で補習等を行わず家庭での自主学習で補うこととします。
- (2) 「ラーケーションの日」を取ることができる期間は定められていますが、期間内でも学校行事等の関係で「ラーケーションの日」として休むことができない日があります。改めて各学校から「保護者向けリーフレット」をお知らせします（3月末予定）。そこには各学校における「ラーケーションの日」として休むことができない日が記載されていますので御注意ください。
- (3) 給食の扱いについて、令和7（2025）年度においても保護者の皆様から給食費を徴収させていただくことはありませんが、できるだけ必要な給食数を提供していきたいと考えています。そのため毎月22日までに「ラーケーションの日」を取る届け出のあったものにつきまして、翌月以降の給食をカットさせていただきますので、御理解及び御協力をよろしくお願いします。
- (4) 愛知県教育委員会ホームページ「愛知発の新しい学び方「ラーケーションの日」ポータルサイト」において、「ラーケーション・スポット」として県内を中心としたラーケーション・スポットの情報が掲載されていますので、「ラーケーションの日」の計画を立てるときの参考にしてください。

【みよし市教育委員会 学校教育課】

電話 0561-32-8026